

平成31年（ワ）第597号 損害賠償請求事件

原告 大野利政、鷹見彰一

被告 国

**原告ら代理人意見陳述要旨(1)**  
**(東京地裁判決を踏まえた原告らの主張の確認)**

2022年（令和4）12月1日

名古屋地方裁判所民事第8部合議A2係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 堀江 哲史

本意見陳述は、本訴訟と同種事件である東京地方裁判所平成31年（ワ）第3465号事件、いわゆる「結婚の自由をすべての人に」東京1次訴訟について令和4年11月30日に言い渡された判決（以下「東京判決」）の内容に照らしながら、本訴訟における原告らの主張を改めて確認するものである。

- 1 確認することの1点目は、東京判決における違憲判断と、本件原告の主張の一致である。

東京判決は、同性カップルについて、パートナーと家族になり、共同生活を送ることについて家族としての法的保護を受け、社会的公証を受けるための制度が存在しないことは、その人格的生存に対する重大な脅威、障害であり、個人の尊厳に照らして合理的な理由

があるとはいえ、憲法24条2項に違反する状態にあるとの判断を下した。

この点、本件訴訟においても、原告らは、法律上同性の者同士の婚姻を認めていない本件規定及び本件立法不作為が憲法24条2項に違反することを主張してきた。

東京判決は、憲法24条2項との関係で、重大な利益と不利益について指摘をした。すなわち、「同性カップルにおいても、パートナーと共同生活を送り、子どもを養育するなどして、社会の一員として生活しており、その実態は男女の夫婦と変わることはないのであって、パートナーと法的に家族となることは、その人格的存在にとって極めて重要な意義を有するものであり、個人の尊厳に関わる重大な人格的利益である」こと、そして、「現行法上、同性カップルについて、パートナーと家族になり、共同生活を送ることについて家族としての法的保護を受け、社会的公証を受けるための制度が存在しないことにより、同性間の人的結合関係については、法律上社会的公証を受ける手段がないため、社会内で生活する中で家族として扱われず、重大な不利益がある」ことを明確に指摘している。

この点は、まさに、原告らが繰り返し述べてきた主張と一致する内容である。その主張とは、「異性カップルと同様、同性カップルにおいても、『パートナーとの人格的結びつきの安定化』は重要な利益であり、その保護の必要性には変わりがないのであるから、異性カップルのみに婚姻を認め、同性カップルを婚姻から排除することは、婚姻の意義ないし目的に照らして合理性が認められないという主張である。

2 確認の2点目は、東京判決が違憲判断の理由として述べたことは、憲法14条との関係でも違憲性を結論付けるはずの内容である

ことである。

東京地裁が違憲と判断したのは、憲法 24 条 2 項との関係においてのみであり、憲法 14 条 1 項については、「本件規定が憲法 24 条 1 項の法律婚制度の構築に関する要請に基づくものである」ことのみを根拠として、合憲と判断した。

しかし、このような整理が誤りであることは明らかである。すなわち、本件規定による別異取扱いにより、同性間の人的結合関係については、法律上社会的公証を受ける手段がなく、社会内で生活する中で家族として扱われないという不利益は重大である。

その具体的内容について、原告らは訴状 39～47 頁、51～55 頁などで主張し、原告尋問、証人尋問、各書証から裏づけられるところである。憲法がよって立つ立憲主義は、政治権力に制約を課し、市民の権利を守る理念である。こうした不利益を市民に課すことが、立憲主義に立つ憲法の要請するところであるはずがない。

むしろ、これら不利益の重大さに鑑みれば、本件別異取扱いの憲法適合性は厳格に審査すべきである。「パートナーとの人格的結びつきの安定化」という婚姻の意義ないし目的に照らせば、婚姻に伴う個々の権利利益を異性カップルのみに付与し、同性カップルに付与しないものとするに合理性はなく、本件別異取扱いに正当化根拠を認めることはできない。また、多数者により形成される「社会的な意識」をもって合理性を補うこともできない。

このように、東京判決において、憲法 24 条 2 項との関係で考慮されたことの一切は、本来、憲法 14 条 1 項との関係でも論じられるべきことであり、同様に憲法 14 条 1 項との関係でも違憲と判断されるべきであった。

東京判決の誤りは、本訴訟において正されるべきである。

なお、本件規定が憲法24条1項の法律婚制度の構築に関する要請に基づくものであることの背景として、夫婦となった男女が子を産み育て、家族として共同生活を送るという社会通念を挙げている点についても、婚姻及び家族の形態の多様化、家族関係の人格化、個人化の観点からもはや維持できるものではない。

- 3 確認の3点目は、本訴訟でも、東京判決同様に、憲法24条2項との関係での違憲性の判断もなされるべきことである。

憲法24条2項との関係での憲法適合性については、本件訴訟においても相応に論じられてきた。原告らは駒村教授意見書等に基づき憲法24条1項だけでなく2項の関係でも本件規定が違憲であると丁寧に主張を展開した。被告には十分な反論の機会があり、実際に被告準備書面において反論がなされている。

裁判所において、憲法24条1項、憲法14条1項のほか、別途憲法24条2項との関係でも憲法適合性について、然るべく判断を仰ぎたい。

- 4 最後に、本件訴訟において、当事者の陳述書などの書証や、本で行われた原告尋問、証人尋問で、同性パートナーの直面する課題が示されてきた。

この点、東京判決は、憲法24条2項に違反する状態であるという結論を導くに当たって、原告尋問で改めて明らかとなった同性パートナーの直面する課題を踏まえて判断したことが十分に見て取れる。

本訴訟の原告らと同様に、同性愛者等に対する差別や偏見がある中で、勇気を出して立ち上がった原告らの声に耳を傾け、真摯な事実認定を行った点は、司法としてのあるべき姿であることは言うまでもない。

本裁判所においても、同様の態度で、同じ社会にたしかに存在し、同じように生活をする、同性パートナーの直面する課題について真摯に向き合った上で、判断をしていただきたい。

以上